

高知県の安全・安心を支援する社会貢献活動支援型
自動販売機の設置事業者募集要項及び仕様書

令和6年12月

高知県警察本部装備施設課

募 集 要 項

令和 7 年 3 月 1 日から高知県有施設において職員等が利用する自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を、プロポーザル（企画提案）方式により公募の上決定し、当該設置事業者と県有財産の賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、本募集要項及び仕様書を熟読し、次の各事項を承知の上で参加してください。

1 目的

県民全ての財産である県有財産の有効活用を図り、県の自主財源の確保及び設置事業者の社会貢献活動への参加を通じた官民協働を推進し、「高知県の安全・安心」を目指すとともに、高知県産品の消費販路を拡大して高知家の地産地消推進を目的とする。

2 募集事項等

(1) 賃貸借物件の用途

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

(2) 募集事業者数

各募集番号ごとに応募受付を行い、1 設置事業者を決定する。

(3) 募集する貸付施設、設置台数、設置条件等

募集件数 3 件（設置する自動販売機の合計台数 23 台）

詳細は別添仕様書のとおり

(4) 貸付期間

貸付期間は次のとおりとする。ただし、設置期間の満了前であっても、県が行政財産を公共用、公用若しくは公益事業等の用に供する必要が生じたとき又は設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったときは、貸付契約を解除することがある。

ア 室戸警察署

令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで（貸付期間の延長なし）

イ その他の施設

令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日まで（貸付期間の更新なし）

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 高知県における「令和 6 年～令和 7 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

- (2) 高知県内に本店、支店若しくは営業所がある法人又は高知県内で事業を営む個人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月10日高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

4 公募に関する事務を担当する課の名称等（書類の提出先及び質問先）

〒780-8544 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部警務部装備施設課 管財係

電話 (088) 826-0110(代表) 内線2262・2265

ファクシミリ (088) 873-6236

5 公募手続等

(1) 参加申請手続

ア 参加資格の審査

応募者は、下表「資格審査提出書類一覧」に定める書類を、各1部提出して参加資格の審査を受けなければならない。

番号	資格審査提出書類一覧	提出部数	法人	個人
①	公募参加申込書(様式第1号)	1部	○	○
②	役員等一覧(様式第2号)	1部	○	○
③	委任状 (様式第3号)	1部	該当する場合	
④	競争入札参加資格決定通知書(写し)	1部	○	○
⑤	税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 「消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと」の納税証明書 ・法人の場合は様式「その3の3」 ・個人業者の場合は様式「その3の2」 ※3か月以内に発行された納税証明書を提出すること。	1部	○	○

※提出された書類は、一切返却しない。

イ 提出期間

令和 6 年12月16日(月)から令和 6 年12月24日(火)まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間

ウ 提出場所及び提出方法

上記 4 の場所に持参し、提出すること。

※郵送、宅配便、ファクシミリ・メール等での提出は一切認めない。

エ 提出様式の配布期間

令和 6 年12月13日(金)から令和 6 年12月24日（火）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間

オ 交付方法

インターネットの高知県警察ホームページ(<https://www.police.pref.kochi.lg.jp>)（以下「県警ホームページ」という。）から様式をダウンロードのこと。

これにより難い者には、上記 4 の場所で直接交付する。

(2) 資格審査結果の通知

資格審査提出書類①～⑤に基づいて、参加資格の審査結果を参加申請を行った応募者に、令和 7 年 1 月10日(金)を郵便発送日として書面通知する。

「資格有」の通知を受けた応募者のみ、企画提案書を提出を行うことができる。

(3) 企画提案書の提出期間、場所及び方法

「資格有」の通知を受けた応募者は、次により全ての企画提案書を提出すること。

ア 提出期間

令和 7 年 1 月21日（火）から令和 7 年 1 月27日（月）まで（県の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所及び提出方法

上記 4 の場所に持参し、提出すること。

※郵送、宅配便、ファクシミリ・メール等での提出は一切認めない。

ウ 提出書類

募集番号ごとに企画提案書の審査を行うので、企画提案書一覧の書類は募集番号ごとに各 1 部提出すること。

エ 提出書類の確認

次の一覧表に記載する様式及び資料について、法人及び個人において該当するものを作成のうえ提出すること。

なお、担当者から企画提案書に関し説明を求められた場合は、応募者の

費用負担により、説明を行わなければならない。

様式番号	企画提案書一覧	法人	個人
第 4 号	納付料率提案書 ※納付料率は、全募集番号について、最低納付料率を10パーセントとする。	☐	☐
第 5 号	販売予定品目・価格一覧表及び設置する自動販売機カタログ ※募集番号の1番から3番は、指定するもの以外は「高知県産品」の清涼飲料水を1品目以上、年間を通しての販売が必須条件となる。 「高知県産品」については、下記のいずれかに該当する必要がある。 ① 商品の主要な原材料が高知県産であって、商品の製造又は加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。 ② 商品の主要な原材料が高知県内産であって、高知県外の事業者により製造又は加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。 ③ 商品の主要な原材料が高知県外産で、その製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。	☐	☐
第 6 号	「社会貢献活動に関する企画提案」 テーマを「高知県の安全・安心」として、地域社会の構成員として設置事業者の「社会貢献活動」への取組を推進するとともに、「高知県社会貢献活動推進条例」の基本理念に基き、高知県(警察)とともに社会貢献活動団体等とのパートナー関係を築き、安心して暮らすことができる高知県となるような企画提案を求めます。また、企画提案時までに事業者自身が実施している社会貢献活動に関しての記載内容についても、評価の対象とします。 下図は「高知県社会貢献活動支援計画」よりの引用 各主体の相互のパートナーシップの確立 (社会貢献活動の推進体制) 県警察では、「高知県の安全・安心」のために各種の施策を行っており、その内容については県警ホームページに掲載しています。	☐	☐
第 7 号	企画提案書の情報公開からの除外対象項目 提出していただいた企画提案書は、高知県情報公開条例に基	☐	☐

	づく開示請求があった場合は、開示の対象となります。 ※ 提出書類を開示することにより、提出者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する場合は、提出書類の該当部分と具体的な理由を様式第7号により提出してください。 ※ 開示・非開示の判断は様式第7号に基づき行うものではなく、様式第7号を参考に、条例に基づき、県が客観的に判断します。		
--	--	--	--

(4) 企画提案書の作成要領等

作成に当たっては、数字・グラフ・写真等の資料を使用して具体的な提案資料の作成を行い、審査員が理解し易い提案書を作成すること。

また、企業の社会貢献活動として、長期間継続して取り組む姿勢が重要となるため、全国的な取組事例や支援先が求めている事項を把握し、県（警察）と企業との連携と協働による「高知県の安全・安心」につながる企画提案を求める。

ア 「様式第4号」納付料率提案書

- 募集番号ごとに、様式第4号により提出すること。
- 全ての募集番号について、売上額に係る最低の納付料率は10パーセント以上とする。

納付料率が10パーセントに満たない応募者は、「失格」とする。

- 納付料率とは、売上金額のうち、県有財産貸付料として納付できる額の割合を言う。
- 電気料等の自動販売機の維持経費は、別途に設置者が負担する必要がある。
- 納付料率は、消費税相当分を除いた数字とし、整数で記載すること。
※小数点以下の記載があった場合は、小数点以下全て切り捨て処理する。

- 納付金には別途、消費税及び地方消費税相当額が加算される。

- 納付金の納付方法は、

- ・自動販売機の毎月の税込売上金額を県が指定する日までに報告（報告書様式は様式第10号とする。）
- ・県が発行する納入通知書により「納付金」を指定期日までに払い込む方法による。
- ・納付金とは（1か月毎の税込売上金額×納付料率×消費税率）
- ・納付金を算定する過程で小数点以下の端数が発生した場合は、これを切り捨てる。

イ 「様式第 5 号」販売予定品目及び価格一覧表

- 自動販売機 1 台ごとに、様式第 5 号を作成して提出すること。
- 特に定めのない募集番号は、原則として「茶飲料」を含めた清涼飲飲料水を通年販売すること。なお、容器の種類は自由とする。
- 食品衛生法により許可を必要とする、喫茶店営業及び乳類販売業に該当する場合は、許可証を自動販売機本体に掲示する等の方法により、許可を受けていることを明示したうえで、販売を行うこと。
- 募集番号 2 番①の警察学校については、紙パックの「牛乳」類を販売できる紙パック飲料の自動販売機を 1 台設置することとし、この自動販売機については「高知県産品」の陳列販売を必須の条件としない。
- 募集番号 2 番①の警察学校に設置する紙パック飲料の自動販売機を除く全ての飲料自動販売機は、1 品目以上の「高知県産品」に該当する清涼飲料水を年間を通じて陳列販売することを必須の条件とする。
- 募集番号 2 番①の警察学校及び 3 番①の免許センターの販売品目は、気密容器に限るものとし紙パック飲料の自動販売機を除き、「高知県産品」に該当する清涼飲料水を年間を通じて 1 品目以上陳列販売すること。
- 商品販売価格
原則、全ての商品販売価格は、市場価格より 10 円引きとする。
※この販売価格より低額で販売することは支障はないが、値引額が多い場合でも審査評価点には加味しない。

ウ 設置予定の自動販売機のカタログ等資料

- 募集番号ごとに提出すること。（コピーの提出可）
- 募集番号 1 番①の警察本部庁舎（1 階設置分のみ）及び 3 番①の免許センターに設置する自動販売機については、ユニバーサルデザイン自動販売機を指定した台数分設置することを条件とする。
- ノンフロン対応機で省エネ技術に対応した自動販売機を設置すること。

エ 「様式第 6 号」「高知県の安全・安心」につながる社会貢献活動

- 高知県警察の目標は、「高知県の安全・安心を守る強い警察」であり、県民に寄り添い、ともに歩むことにある。
このことから、「高知県の安全・安心」につながる社会貢献活動をテーマとして、応募者自身が今後取り組もうとする活動について企画提案を行うとともに、これまで取り組んできた社会貢献活動（令和元年度以降の活動とする。）を評価する。これまで取り組んできた社会貢献活動は、代表的なものを記載するものとする。

- 県警察の各種の活動内容については、県警ホームページに情報を提供しているので、参考とすること。

オ 「様式第 7 号」企画提案書の情報公開からの除外対象項目

記載内容が事業運営上支障のある項目と判断した場合は、募集番号ごとに、様式第 7 号を提出すること。

- 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、開示の対象となる。
- 提出書類が開示されることにより、応募者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する場合は、提出書類の該当部分と具体的な理由を様式第 7 号により提出すること。
- 開示・非開示の判断は様式第 7 号に基づき行うものではなく、様式第 7 号を参考に、条例に基づき、県が客観的に判断する。

6 質疑回答

募集要項及び仕様書について質疑がある場合は、書面により質疑を行うことができる。ただし、企画提案書の審査基準についての質疑には一切応じない。

(1) 質疑の受付期間

令和 6 年 12 月 16 日（月）から令和 6 年 12 月 23 日（月）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 方法

「質問書（様式第 8 号）」により、事前に電話でファクシミリを送信する旨を担当者に伝えてから、書面をファクシミリで提出すること。

電話や口頭等による質問は一切受け付けない。また、審査への質問、質問の受付期間終了後の質問は受け付けない。

(3) 質問の宛先

上記 4 のとおり

(4) 回答

ファクシミリで提出のあった質問については、質問者のみに直接ファクシミリで行う。

また、提出された全ての質問事項と回答については、警察本部庁舎 3 階装備施設課出入口に、都度貼り出して掲示する。

(5) 質疑への回答内容は、この募集要項及び仕様書と一体となって効力を有することから、応募者は掲示内容の質疑応答内容の確認を行うこと。

審査後は、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 設置事業者の決定方法等

(1) 審査決定方法

企画提案書は、県職員で構成する「高知県の安全・安心」社会貢献活動支援型自動販売機設置業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各募集番号ごとに企画提案書の各項目を審査検討のうえ、最高評価得点の者を設置事業者として決定する。

(2) 審査結果の決定時期及び通知方法

審査結果は、全員に対して、令和7年2月12日（水）を通知書の郵送予定日として、書面により結果を通知する。

(3) 設置事業者決定の例外

設置事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

(4) 審査配点

審査の配点は、価格点及び企画点に分けてそれぞれ配点を行い、最高得点は100点として、下表により行う。

	企画提案項目	評価の視点	配点
価格	納付料率 ※最低納付料率は10パーセント以上	○最低納付率以上の納付率（パーセント）が提案されているか。 ○最低納付料率以下の応募者は「失格」とする。	配点 40点
企画点	「高知県産品」に該当する清涼飲料水を、最低1品目以上を販売すること。 ※品目とは、商品固有名を有する商品をいう。	○「高知県産品」に該当する清涼飲料水が、1品目以上記載されているか。 ○記載のない場合は「失格」とする。 ○販売する品目数ごとの加点は次のとおりとする。 1品目 0点 2品目 5点 3品目 10点 4品目 15点 5品目以上 20点	配点 20点
企画点	1 「高知県の安全・安心」につながる社会貢献活動の企画提案 2 現時点までに実績のある社会貢献活動	○「高知県社会貢献活動推進支援条例」の基本理念に基づき、企業の社会貢献活動として「高知県の安全・安心」につながるような企画提案であるか。 ○社会貢献団体との支援及び協働について、積極的な姿勢で取り組もうとする企画提案であるか。 ○平成26年度以降から参加申請時までにおいて、応募者が実施している社会貢献活動について評価する。	配点 40点
価格点＋企画点の合計点数を審査点とし、選定委員会で審査点を検討のうえ決定する。 ※合計点を同点とする最高点者が2者以上あるときは、企画点の高い者を上位得点者とする。			

(5) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、令和7年4月1日（火）以降において、次の事項を県警ホームページに掲載するものとする。

- ・ 募集番号別の公募参加事業者数
- ・ 募集番号別の契約相手方（設置事業者名）

8 失格等となる要件

提出された応募書類の審査の結果、資格要件を満たさない又は書類不備等により不適合と認められたものについては、選考の対象としない。

なお、企画提案において提出された「納付料率」が募集要項に定める最低納付料率を下回る場合は、失格とする。

(1) 次に掲げる事項に該当する応募は無効とする。

- ア 不正行為による応募
- イ 企画提案書の文字、数字又は印影が誤脱し、又は不明確なとき。
- ウ 企画提案書に虚偽の記載を行ったとき。
- エ 企画提案書の内容について、県からの質疑等に回答が行われないとき。
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他事項

- ア 提出書類について、受理後は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- イ 設置事業者を公正に選定できないなど、特別な事由が生じた場合は、選定期間を延期し、又は取りやめることがある。

9 契約関係

(1) 契約書

別紙「県有財産有償貸付契約書（案）」により、募集番号ごとに契約を行う。

(2) 契約手続

設置事業者は、令和7年2月20日（木）までに契約書に記名押印のうえ印紙を貼付したものを提出すること。

なお、契約に要する費用は設置事業者の負担とする。

(3) 契約後の手続

契約手続以降の詳細事項は、契約相手方と別途協議決定する。

10 設置事業者の決定取消し等

(1) 次の事項に該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- ア 上記9の(2)の期限までに、正当な理由なしに契約書の提出がないとき。
- イ 応募の企画提案内容に虚偽の記載があったとき。
- ウ 設置事業者の決定までに応募の資格を失ったとき。
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として不適と県が判断したとき。

- (2) 上記(1)により、設置事業者の決定を取り消した場合及び設置事業者が契約を締結しない場合は、審査結果が次点の者と交渉を行う。

11 その他

- (1) 本要項及び仕様書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令及び高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の定めるところによる。
- (2) 公募手続等日程表

手続項目	日程、場所、要領等
・ 公 告	令和6年12月13日(金) 高知県警察ホームページへ掲載(入札情報・装備施設課) 提出様式の入手方法 ・ 県警ホームページからダウンロード ・ 配布先 高知県警察本部3階 装備施設課
・ 公募説明会	開催しない。 質疑は、「質問書」により、 令和6年12月23日(月)午後5時までに提出
・ 参加申込み	令和6年12月16日(月)～同年12月24日(火) 午前9時から午後5時まで 提出先 高知県警察本部3階 装備施設課 管財係 ※提出方法は持参に限る
・ 参加資格通知	通知日 令和7年1月10日(金) 参加資格の有無を、郵送で書面通知する。

これより下段は、参加の有資格通知を受けた応募者のみを対象とする。	
・ 企画提案書提出	令和7年1月21日(火)～同年1月27日(月) 午前9時から午後5時まで 提出先 高知県警察本部3階 装備施設課 管財係 ※提出方法は持参に限る
・ 審査結果通知	設置事業者の決定通知日 令和7年2月12日(水)
・ 契約手続	契約書の提出締切 令和7年2月20日(木)
・ 自動販売機設置	令和7年3月1日以降の設置先施設と協議した日程
その他スケジュール	

- ・ 自動販売機の月間売上報告（税込）① 売上報告対象月の翌月15日までに報告
- ・ 上記①×納付料率(%)×消費税額 県が指定する納付期日までに納付
- ・ 自動販売機子メーター検針による毎月の電気料金 県が指定する期日までに納付

(3) 様式

提出に使用する様式等は、下表のとおりである。

様式番号	様式名
・ 第1号	公募参加申込書
・ 第2号	役員等一覧
・ 第3号	委任状
納税証明書	税務署に申請が必要 納税証明書「消費税及び地方消費税に未納がないこと」
高知県競争入札参加資格決定通知書(写し)	会社に保管が無い場合は、資格者 名簿の確認を要するので、事前に 申し出が必要
・ 第4号	納付料率提案書
・ 第5号	販売予定品目及び価格一覧表 ※設置予定の自動販売機のカタログを、募集番号ごとに添付すること。 (カラーコピー可)
・ 第6号	高知県の安全・安心を支援する社会貢献活動支援の企画提案書 ※現時点で実績のある社会貢献活動については、取り組んだ活動が 分かる簡潔な資料を添付すること。
・ 第7号	企画提案書の情報公開からの除外対象項目
・ 第8号	質問書
<u>※第9号～第11号は設置事業者決定後の様式となる。</u>	
<u>※仕様書3(7)維持管理責任を参照すること。</u>	
・ 第9号	自動販売機の管理関係証明書
・ 第10号	実績報告書（各月報告）
・ 第11号	実績報告書（各年報告）※

〈参考〉

商品販売実績

設置事業者から申告のあった販売実績の参考数は下表のとおりである。

施設名	販売期間	設置台数の販売実績数 缶、瓶、紙パック及びペットボトル類 の合計本数 単位(本)
警察本部庁舎	R 5 年 4 月 1 日から R 6 年 3 月 31 日まで	3 台実績 約 3 2 , 0 0 0
警察学校	同 上	3 台実績 約 2 1 , 7 0 0
免許センター	同 上	2 台実績 約 2 4 , 4 0 0
布師田別館	同 上	1 台実績 約 4 , 0 0 0
高知警察署	同 上	2 台実績 約 2 2 , 7 0 0
高知南警察署	同 上	2 台実績 約 2 1 , 5 0 0
高知東警察署	同 上	1 台実績 約 2 0 , 0 0 0
室戸警察署	同 上	1 台実績 約 6 , 0 0 0
安芸警察署	同 上	1 台実績 約 9 , 0 0 0
南国警察署	同 上	1 台実績 約 1 3 , 0 0 0
土佐警察署	同 上	1 台実績 約 1 1 , 4 0 0
佐川警察署	同 上	1 台実績 約 7 , 3 0 0
須崎警察署	同 上	1 台実績 約 9 , 0 0 0
窪川警察署	同 上	1 台実績 約 2 , 9 0 0
中村警察署	同 上	1 台実績 約 9 , 5 0 0
宿毛警察署	同 上	1 台実績 約 4 , 5 0 0